

## 伊那市民憲章の策定について

## はじめに

伊那市は、市制施行10周年を迎え市民の参画と協働による「市民が主役のまちづくり」を進めています。10周年を契機として郷土愛の醸成とさらなる市民参加のまちづくりを進めるため、市民憲章を制定することにしました。

市民憲章の制定を検討するにあたり、条例に基づく伊那市民憲章策定委員会を設置します。

## 1 経緯

- 3市町村合併協議会において「市民憲章については新市において制定する」とされています。
- 全国の自治体の約9割が制定しています。
- 県内の19市においては、伊那市を除く全市が制定済みです。（別紙 資料No.2）  
※合併前の旧高遠町及び旧長谷村においてはそれぞれ制定されていました。

## 2 制定の意義

市民憲章を制定することにより、郷土の自然や文化・伝統を守り受け継いで行こうとする郷土愛の醸成が図られると共に、まちづくりへの関心や市民のまちづくりへの参加意欲が高まり、市民参画のまちづくりがより一層推進できることが期待できます。

## 3 市民憲章策定の考え方

市民憲章は、市民の心構えや行動の規範として、市民憲章が、郷土愛や市民の理想像、市民道徳、生活行動規範、心得、努力目標を示したものであることから、市民が親しみやすいものでなくてはなりません。このため、市民憲章の策定にあたっては、策定委員会において素案を検討作成し、市民のみなさんから原案に対する意見を募集します。市民から意見やその他の資料等を整理検討の上、策定委員会としての市民憲章（案）を市長に答申します。

## 4 市民憲章の文章表現

法や条例は、適用する対象を厳格に規定して規制することを目的とし、「実効性」が求められことから文書表現は、法令書式による一定の統一性があります。

一方、市民憲章は、市民の志を述べるにすぎず、市民の共感に基づいた自主的な行動を期待することから文書表現は自由で様々です。（別紙 資料No.2）

- ・前文（序文・まえがき）と箇条書き
- ・詩文的

## 5 市民憲章をよりどころとする市民活動や活用方法

- ・花いっぱい運動
- ・住民による資源・ごみステーションの管理、河川一斉清掃
- ・交通安全活動、防犯活動、地域社協、子ども見守り隊など
- ・ホームページ、市民手帳、広報誌、封筒等で掲示
- ・式典や大会など開会式等で唱和
- ・市民憲章に基づく事業や表彰
- ・多目的ホール等に公共施設に掲示（書家・作家に）

## 6 伊那市民憲章の姿（案）

私たちのまちは、平成18年3月に3つの市町村の合併により新伊那市として誕生しました。このまちの美しい里山と雄大で豊かな自然は、四季折々に彩りを変え、人々の暮らしに潤いと安らぎをもたらしてくれます。先人たちはこの地を愛し、たゆみない努力によって歴史と伝統、文化を築いてきました。

私たちは、こうしたふるさとの自然、文化、歴史などを伊那市の財産として次の世代に引き継ぐ使命を担っており、それぞれの地域の多様な個性を生かし、絆を大切に、市民の誰もが「伊那を愛し」「伊那に暮らし」「伊那に生きる」と思える郷土を築いていかなければなりません。

また、地方は人口減少など厳しい現実と直面しているため、私たちは、これまで以上に「自らのまちは自らの手でつくる」という強い信念を持ち、共助による地域づくりと協働による元気なまちづくりを進める必要があります。

伊那市の市民憲章は、ここに暮らす市民が、お互いに横のつながりを大切にして、いい生活を築こうという願いを表します。

- ①市民に分かり易く、唱和しやすいものであること
- ②歴史や文化、自然環境など、伊那らしさが反映されていること
- ③普遍的な表現であること
- ④総合計画との連携（別紙 資料No.3）
- ⑤伊那市の慣行（別紙 資料No.4）

